

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年5月21日

香川県人事委員会委員長 桑 城 秀 樹

## 香川県人事委員会規則第10号

### 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和38年香川県人事委員会規則第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(勤勉手当の期間率) 第11条 略	(勤勉手当の期間率) 第11条 期間率は、基準日以前6箇月以内の期間における職員の勤務期間の区分に応じて、別表第3に定める割合とする。
(勤勉手当に係る勤務期間) 第12条 略	(勤勉手当に係る勤務期間) 第12条 前条に規定する勤務期間は、給与条例の適用を受ける職員として在職した期間とする。
2 略	2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。この場合において、除算する期間に1日未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。 (1)～(6) 略 (7) 負傷又は疾病（次に掲げる負傷又は疾病（以下「公務上の負傷等」という。）を除く。）により勤務しなかった期間から職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年香川県条例第9号）第3条第1項に規定する週休日、 <u>同条例第9条の3第1項の規定により割り振られた勤務時間の全部について同項に規定する超勤代休時間を指定された日及び給与条例第12条に規定する休日等（以下「週休日等」という。）を除いた日</u> が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間。ただし、人事委員会の定める期間を除く。
ア～エ 略	ア 公務上の負傷若しくは疾病又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。イにおいて同じ。）による負傷若しくは疾病 イ 外国派遣職員の派遣先の機関において就いていた業務に係る業務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病 ウ 公益的法人等派遣職員の派遣先団体（公益的法人等派遣条例第3条第1号に規定する派遣先団体をいう。）において就いていた業務に係

(8)～(11) 略

る業務上の負傷若しくは疾病又は通勤（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第2項及び第3項に規定する通勤（当該業務に係る就業の場所を地方公務員災害補償法第2条第2項第1号及び第2号に規定する勤務場所とみなした場合に同項及び同条第3項に規定する通勤に該当するものに限る。）をいう。）による負傷若しくは疾病

工 退職派遣者の特定法人（公益的法人等派遣法第10条第1項に規定する特定法人をいう。）において就いていた業務に係る業務上の負傷若しくは疾病又は通勤（労働者災害補償保険法第7条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。）による負傷若しくは疾病

(8)～(11) 略

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。